

<報道発表資料>

令和7年9月17日

京都市文化市民局市民スポーツ振興室

スポーツ競技団体による元塔南高等学校敷地活用に係る 事業者の公募

この度、競技団体等がスポーツの練習に使用する施設と、施設を活用したスポーツ振興や地域振興等を促進する活用提案を広く募集するため、「公募型プロポーザル方式」により活用事業者を公募します。

1 募集要項の概要

(1) 募集する敷地の概要

所在地	〒601-8348 京都市南区吉祥院観音堂町4 1 番地 2
位置	・市バス「吉祥院池田町」から北へ約1 9 0 m 「吉祥院前田町」から南西へ約1 5 0 m ・ＪＲ西大路から南方向へ約1, 5 0 0 m ・近鉄上烏羽口駅から西方向へ約1, 7 0 0 m
地積	5, 2 9 3 ㎡ うち、公募する貸付面積は3, 0 7 9. 6 ㎡以下
公法上の 規制等	工業地域（指定建ぺい率6 0 %、指定容積率2 0 0 %）、3 1 m第4種 高度地区、準防火地域、町並み型建造物修景地区、遠景デザイン保全区 域、屋外広告物第6種地域、近郊整備区域、宅地造成等工事規制区域
その他	募集地上にある既存建物（校舎等）については令和7年度末までに解体 撤去し、更地にする予定

(2) 応募資格

法人又は団体で、スポーツ練習施設を自らが主体となり整備・運営し、スポーツの練習をする意思があり、かつ、募集要項に掲げる欠格事項に該当しない者

(3) 募集対象とする事業

競技団体等の練習に必要な施設（以下「スポーツ練習施設」という。）の整備であり、かつ、次のアからウを全て満たす事業を対象とします。

ア スポーツ振興に資すること

スポーツ練習施設の活用により、本市のスポーツ振興に寄与する事業であること。

イ 地域活性化及び大規模災害時の地域貢献に資すること

スポーツ練習施設の活用により、人と人との交流を促進するなど、地域活性化に寄与する事業であること。

また、避難者の受入れや避難住民への生活支援など、大規模災害時における地域貢献に寄与すること。

ウ 事業者の施設・活動と相乗効果を発揮する公園の事業アイデアがあること

貸付予定地に隣接して本市が整備する予定の公園について、地域住民をはじめとする人々の憩いや遊び等の場として、賑わいや楽しみを生む公園となるような事業アイデアを提案すること。

(4) 契約形態及び契約期間

借地借家法第23条第1項に基づく事業用定期借地契約 30年

(5) 最低貸付価格

年額12,500千円

(6) 活用事業者の選定方法

学識者等で構成する「スポーツ競技団体による元塔南高等学校校舎敷地を活用した練習場整備に係る検討会議」において活用事業者を選定します。

(7) スケジュール

ア 募集要項の配布	令和7年9月17日（水）～11月4日（火）
イ 申込書類の受付期間	同上
ウ 質疑の受付期間	令和7年9月17日（水）～10月10日（金）
エ 有効活用事業者検討会議	令和7年11月中旬～11月下旬（予定）
オ 契約候補事業者の選定	令和7年12月末（予定）
カ 借地契約の締結	令和8年3月末まで（予定）

2 募集要項の配布場所

募集要項については、文化市民局市民スポーツ振興室において配布するほか、市民スポーツ振興室のホームページからダウンロードできます。



<お問合せ先>

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 文化市民局 市民スポーツ振興室

TEL：075-222-3135

E-mail：sports@city.kyoto.lg.jp